# ○皇學館大学における外部研究資金の不正使用防止等に関する規程

（目　的）

**第１条**　この規程は、皇學館大学（以下「本学」という。）が受ける国等からの公的研究費、受託研究費及びその他外部団体からの研究費等の外部研究資金（以下「外部資金」という。）の不正使用の防止並びに外部資金の不正使用（以下「不正使用」という。）に起因する事態が生じた場合の措置等に関して必要な事項を定める。

（定　義）

**第２条**　この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

⑴　「公的研究費」とは、国又は国が所管する独立行政法人及び地方自治体等から交付される競争的研究費及びこれに準ずるものをいう。

⑵　「受託研究費」とは、学外諸団体等からの研究・調査等の委託を受け、受託した場合得られる研究費をいう。

⑶　「その他の外部団体からの研究費」とは、学外諸団体等の公募する研究事業に採択され、交付される競争的研究費及びこれに準ずるものをいう。

⑷　「研究者等」とは、本学の教職員及び研究費又は本学の施設若しくは設備を利用して研究活動を行うすべての者をいう。

⑸　「不正使用」とは、故意又は重大な過失による、実態とは異なる謝金又は給与の請求、物品購入における架空請求、不当な旅費の請求、その他関係法令、競争的資金の配分機関の定め、学内関係規程等に反して研究費を使用することをいう。

（管理運用体制）

**第３条**　本学における外部資金の管理運用体制については、以下の通りとする。

⑴　最高管理責任者は、学長とする。最高管理責任者は、本学における外部資金の適切な運営・管理及び公正な研究活動の推進について最終的な責任を負うこととする。

⑵　統括管理責任者は、事務局長とする。統括管理責任者は、最高管理責任者を補佐し、本学における外部資金の適切な運営・管理及び公正な研究活動の推進について本学を統括する実質的な責任を負うこととする。

⑶　コンプライアンス推進責任者は、各学部長、各研究科長、附属図書館長、教育開発センター長、研究開発推進センター長及び大学事務局財務部長とする。コンプライアンス推進責任者は、各部局におけるコンプライアンス教育の実施及び受講状況の把握を行い、統括管理責任者へ報告する。また、外部資金の管理・執行等についてモニタリングを実施し、状況に応じて改善を指示する。

⑷　コンプライアンス推進副責任者は各学科主任とし、コンプライアンス推進責任者とともに、自己の部局内におけるコンプライアンス教育を実施し、受講状況を管理する。大学院等は、コンプライアンス推進責任者がこの任にあたる。

（外部資金の取扱）

**第４条**　外部資金の執行管理は、関係部局及び研究者等が責任をもって行うものとし、交付された研究費等の使用の定め及び学内関係規程に基づくものとする。

（検収の実施）

**第４条の２**　大学事務局財務部又は皇學館大学研究開発推進センター（以下「研究開発推進センター」という。）は、外部資金が適正に執行されていることを確認するため、検収を実施する。

２　検収実施者は、検収結果を取りまとめコンプライアンス推進責任者に報告し、コンプライアンス推

進責任者はこれを確認する。

（内部監査）

**第５条**　外部資金の適正な運営及び管理を徹底するため、内部監査を行う。

２　内部監査は、学校法人皇學館内部監査規程に基づき、監事、公認会計士及び監査室との連携により実施する。

（不正使用の防止）

**第６条**　不正使用防止にあたっては、最高管理責任者、統括管理責任者、コンプライアンス推進責任者及び教学運営会議の連携のもと、不正防止を推進する。

２　最高管理責任者は、不正使用防止の基本方針を策定する。

３　統括管理責任者は、不正使用防止の基本方針に基づき不正防止計画等を策定・実施し、実施状況を確認するとともに、実施状況を最高管理責任者に報告する。

４　コンプライアンス推進責任者は、各部局における対策を実施し、実施状況を確認するとともに、実施状況を統括管理責任者に報告する。

５　外部資金を申請する研究者は、皇學館大学外部研究資金取扱規程の第４条第４項の「外部研究資金についての報告書」及び「誓約書」を学長に提出する。

（不正使用に対する通報の受付等）

**第７条**　本学における不正使用に関する学内外からの通報を受け付けるため、通報窓口を設置する。通報窓口は公益通報窓口とする。

２　不正使用の疑いについて申立てを行う者は、名を明かすことを原則として、書面、電話、電子メール及び面談により、直接通報窓口に申立てを行うものとする。

３　告発には、不正とする合理性のある理由を示すこととする。

４　告発者は調査に協力することとし、調査の結果、悪意に基づく告発であることが判明した場合は、氏名の公表や懲戒処分又は刑事告発を行うことがある。

５　通報窓口は、通報を受け付けたときは、速やかに最高管理責任者及び統括管理責任者に報告しなければならない。

６　匿名による告発があった場合は、第２項に準ずる告発があったものとみなすことができる。

７　告発の受付によらず、学会等の科学コミュニティや報道等により不正使用の疑いが指摘された場合は、第２項に準じて扱うものとする。

８　告発の意思を明示しない相談があったときは、通報窓口は、その内容を統括管理責任者に報告するものとする。

９　統括管理責任者は、前項の報告を受けたときは、その内容について確認し、相当の理由があると認めた場合は、通報窓口を経由して、相談者に対し、申立ての意思の有無について確認するものとする。

10　前項の規定による確認の結果、相談者に申立ての意思がある場合には、統括管理責任者は、通報窓口を経由して相談者に第２項に定める書面の提出を求めることができる。

（予備調査の実施）

**第８条**　前条に基づく告発があった場合は、最高管理責任者が直ちに当該通報等の受理及び当該通報等された事案に係る予備調査の実施の要否を判断する。予備調査の必要を認めた場合は、最高管理責任者は予備調査委員会を設置し、予備調査委員会は速やかに予備調査を実施しなければならない。

２　予備調査委員は、最高管理責任者が指名した者によって構成する。

３　予備調査委員会は、必要に応じて、予備調査の対象者に対して関係資料その他予備調査を実施するうえで必要な書類等の提出を求めること又は関係者のヒアリングを行うことができる。

（予備調査の方法）

**第９条**　予備調査委員会は、告発された行為が行われた可能性、告発の際に示された理由の論理性、告発内容の本調査における調査の可能性、その他必要と認める事項について、予備調査を行う。

（本調査の決定等）

**第10条**　予備調査委員会は、告発を受け付けた日又は予備調査の指示を受けた日から起算して30日以内に、予備調査結果を最高管理責任者に報告する。

２　最高管理責任者は、予備調査の結果を踏まえ、直ちに、本調査を行うか否かを決定し、当該調査の要否を資金配分機関に報告する。

３　最高管理責任者は、本調査を実施することを決定したときは、告発者及び被告発者に対して本調査を行う旨を通知し、本調査への協力を求める。

４　最高管理責任者は、本調査を実施しないことを決定したときは、その理由を付して告発者に通知する。この場合には、資金配分機関等や告発者の求めがあった場合に開示することができるよう、予備調査に係る資料を保存するものとする。

５　最高管理責任者は、本調査を実施することを決定したときは、当該事案に係る資金配分機関に、本調査を行う旨を報告するものとする。

（本調査の実施）

**第11条**　本調査は、前条による本調査の実施の決定があった日から起算して30日以内に開始する。なお、本調査の実施に際しては、調査方針、調査対象、方法等について資金配分機関に報告し、協議するものとする。

２　最高管理責任者は、前条の決定により、調査の必要を認めたときは、次の各号のとおり委員を指名し、本調査のための調査委員会（以下、「調査委員会」という。）を組織する。ただし、委員には、告発者及び被告発者と直接の利害関係を有する者を加えることはできない。

⑴　統括管理責任者

⑵　最高管理責任者が指名する本学専任教員　若干名

⑶　研究開発推進センター長

⑷　本学に属さない第三者（弁護士又は公認会計士等）　若干名

⑸　その他、最高管理責任者が特に必要と認める者　若干名

３　調査委員会の委員長は、最高管理責任者が指名する委員をもって充てる。

４　最高管理責任者は、調査委員会を設置したときは、調査委員の氏名や所属を告発者及び被告発者に示すものとする。これに対し、告発者及び被告発者は、通知を受けた日から起算して10日以内に異議申立てをすることができる。異議申立てについては、委員会は内容を審査し、その内容が妥当であると判断したときは、委員の交代を行い、その旨を告発者及び被告発者に通知する。

５　調査委員会は、不正の有無・内容、不正に関与した者・その関与の程度及び不正に使用した研究費の額等についての調査を実施する。

（利益相反関係の排除）

**第12条**　いかなる研究者等も、自らが関係する可能性のある不正使用の調査に関与してはならない。

（調査への協力）

**第13条**　調査委員会は、被告発者に対して、資料の提出、情報の開示、説明その他必要な協力を求めることができる。

２　被告発者は、調査の円滑な実施のために積極的に協力しなければならない。

（研究費の執行停止）

**第14条**　最高管理責任者は、調査結果の報告を受けるまでの間、原則として当該研究に係る研究費の執行を停止する。

（認定及び調査結果の通知）

**第15条**　調査委員会は、調査が完了したときは報告書を作成し、関連資料を添えて速やかに最高管理責

任者に報告しなければならない。

2　調査委員会は、本調査を開始した日から起算して150日以内に不正使用が行われたか否かの認定を行う。

3　調査委員会は、不正の有無・内容、不正に関与した者・その関与の程度及び不正に使用した研究費の額等を認定する。

4　調査委員会は、不正使用に該当しない旨の認定を行う場合において、本調査を通じて、通報等が悪意によるものであることが判明したときは、併せてその旨の認定を行うものとする。この場合において、当該認定を行うにあたっては、当該告発者に弁明の機会を与えなければならない。

5　調査委員会は、認定が終了したときは、直ちに最高管理責任者にその結果を報告する。

6　最高管理責任者は、調査結果の内容を書面により、速やかに被告発者、告発者及び関係者に通知する。

7　最高管理責任者は、不正があったと認められたときは、被告発者等から当該額を返還させる等の対応をとらせる。

8　最高管理責任者は、不正があったと認められなかったときは、その旨を調査に関係したすべての者に通知し、調査対象者の名誉回復に必要な措置をとる。

9　調査の過程であっても、不正の事実が一部でも確認された場合は、速やかに認定し、資金配分機関に報告する。また、資金配分機関の求めに応じ、調査の終了前であっても、調査の進捗状況報告及び調査の中間報告を当該配分機関に提出する。

10　最高管理責任者は、調査に支障がある等、正当な事由がある場合を除き、当該配分機関からの当該事案に係る資料の提出、閲覧又は現地調査に応じなければならない。

（調査結果の公表及び最終報告）

**第16条**　不正使用に該当する旨の認定がなされた場合は、速やかに調査結果を公表する。

2　不正使用に該当する旨の認定がなされた場合における公表の内容は、不正使用に関与した者の氏名・所属、不正使用の内容、当該調査結果の公表時までに本学が行った措置の内容、調査委員会委員の氏名・所属及び調査の方法・手順等とする。

3　不正使用が行われなかったとの認定があった場合は、原則として調査結果を公表しない。ただし、調査事案が外部に漏えいしていた場合は、調査結果を公表する。また、悪意に基づく告発の認定があったときは、調査結果を公表する。

4　最高管理責任者は、通報を受け付けた日から起算して210日以内に、調査の結果、不正発生要因、不正に関与した者が関わる当該研究費以外の研究費の管理及び監査体制の状況、再発防止計画等を含む最終報告書（調査が継続中の場合は、中間報告書）を資金配分機関に提出する。

（不服申立て及び再調査）

**第17条**　第11条の調査の結果、不正使用に該当する旨の認定が行われた被告発者及び悪意に基づく告発と認定された告発者は、第15条に規定する通知を受けた日から起算して14日以内（被告発者の不服申立てによる再調査の結果、悪意による通報等をしたものと認定された者については、第７項に規定する通知を受けた日から起算して14日以内）に最高管理責任者に対して、書面により不服申立てを行うことができる。ただし、その期間内であっても、同一理由による不服申立てを繰り返し行うことはできない。

2　最高管理責任者は、前項の規定により被告発者から不服申立てがあったときは告発者に対して通知し、告発者から不服申立てがあったときは被告発者に対して通知するものとする。また、その事案に係る資金配分機関に報告する。

3　最高管理責任者は、調査委員会を開き、第１項の不服申立てを審査し、再調査の必要性の有無を判断する。その際、不服申立ての趣旨が新たに専門性を要する判断が必要となる場合には、調査委員の交代若しくは追加、又は調査委員会に代えて他の者に審査をさせる。ただし、当該不服申立て

について調査委員会の構成の変更等を必要とする相当の理由がないと認めるときは、この限りでない。

4　再調査を行う決定を行った場合には、調査委員会は不服申立人に対して調査結果を覆すに足るものと不服申立人が思料する資料の提出等、再調査に協力を求めることができる。協力が得られない場合には、再調査を行わず、審査を打ち切ることができる。

5　最高管理責任者は、第３項の規定により不服申立ての審査を行うとの決定をした場合は、被告発者及び告発者に対してその旨を通知し、資金配分機関に報告する。不服申立ての却下又は再調査開始の決定をした場合も同様とする。

6　最高管理責任者は、再調査を実施した場合は、再調査開始後概ね50日以内に、調査委員会において先の調査結果を変更するか否かを決定する。

7　最高管理責任者は、当該結果を被告発者及び告発者に通知するとともに、資金配分機関に報告する。

8　最高管理責任者は、再調査の結果、悪意による通報等と認定された告発者から不服申立てがあった場合は、告発者が所属する機関及び被告発者に通知するとともに、資金配分機関に報告する。

9　前項の申立てについては、当該申立て後概ね30日以内に調査委員会において再調査を行う。

10　第８項の申立てによる再調査の実施後、最高管理責任者は、当該結果を被告発者及び告発者に通知するとともに、資金配分機関に通知する。

（懲戒処分）

**第18条**　不正使用が明らかになった場合、学校法人皇學館賞罰規程に基づき必要な処分を行う。

2　不正使用に関与したと認められた業者は、本学との取引を停止する。

3　不正使用の悪質性が高い場合は、刑事告発、民事訴訟することもある。

（守秘義務）

**第19条**　本規程に定める業務に携わる者及び携わった者は、業務を通じて知り得た個人情報等の秘密を漏らしてはならない。職員等でなくなった後も、同様とする。

2　前項の規定に違反したときは、学校法人皇學館賞罰規程に基づき処分を行うことができる。

（保　護）

**第20条**　本学の構成員は、告発者及び調査に協力した者に対して、そこに虚偽がないかぎり、情報提供等を行ったことを理由として、不利益な取扱いをしてはならない。また告発者及び調査に協力した者の個人情報は、最大限保護されなければならない。

2　最高管理責任者は、単に告発したこと及び調査に協力したことを理由として、告発者等の職場環境が悪化することがないよう、適切な措置を講じなければならない。

3　最高管理責任者は、相当な理由がないにもかかわらず単に告発がなされたことをもって、被告発者の研究活動の一部又はすべてについて制限を加えること及び被告者に対して不利益な取扱いをしてはならない。

4　申立て者及び調査に協力した者並びに被告発者に対して、不利益な取扱いを行った者は、第18条第１項に準じて処分を行う。

（庶　務）

**第21条**　この規程の庶務は、研究開発推進センターが処理する。

（規程の改廃）

**第22条**　この規程の改廃は、教学運営会議及び全学教授会の議を経て、理事会が行う。

附　則

この規程は、平成20年４月１日から施行する。

附　則

この規程は、平成21年４月１日から施行する。

附　則

この規程は、平成23年４月１日から施行する。

附　則

この規程は、平成25年４月１日から施行する。

附　則

この規程は、平成25年８月29日から施行する。

附　則

この規程は、平成26年５月26日から施行する。

附　則

この規程は、平成27年４月１日から施行する。

附　則

この規程は、平成29年３月24日から施行する。

附　則

この規程は、令和２年２月７日から施行する。